



II-15

# 旅客船ターミナルの乗降用設備

基本的な考え方▶

旅客船ターミナルなどの乗降用設備は、転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
乗降用設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造（構造上不可能な場合を除く）</li> <li>●有効幅 90cm以上</li> <li>●手すりの設置</li> <li>●粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ</li> <li>●視覚障害者が転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック、その他転落を防止するための設備を設置</li> <li>●波浪の影響による転倒等に配慮した視覚障害者誘導用ブロックの敷設（乗降用設備等において、波浪で旅客が転倒するおそれがある場合等はブロックを敷設しないことができる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●両側に設置</li> </ul>

●条例による整備基準、●より望ましい基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

